

本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たとき（第 21 条第 1 項）

【 1 : 本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たときの個別の周知の概要】

- ・対象：本人又は配偶者が妊娠・出産等^{※1}を申し出た労働者
- ・実施時期：本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たとき
- ・周知事項：
 - ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
 - ② 育児休業・産後パパ育休の申出先
 - ③ 育児休業給付金に関すること
 - ④ 労働者が育児休業期間・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取扱い
- ・個別周知・意向確認の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
(①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ)

※ 1 本人又は配偶者が妊娠・出産のほか、以下の労働者が対象となります。

- 特別養子縁組のための試験的な養育期間にある 1 歳未満の子を養育していること又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求する予定であり、当該請求に係る 1 歳未満の子を監護する意思を明示したこと
- 養子縁組里親として委託されている 1 歳に満たない子を養育していること又は受託する意思を明示したこと
- 当該労働者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該労働者を養育里親として委託された 1 歳未満の子を養育していること又は受託する意思を明示したこと

【 2 : 従業員研修動画を用いて、個別の周知を実施する場合のメール文案】

対象者各位

新たに育児休業・産後パパ育休に関する制度の対象となった方にこのメールを送付しています。

新たに対象となった方を対象に個別面談を実施します。

面談を円滑に実施するため、事前に東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、育児休業制度・産後パパ育休制度、不利益取扱いの禁止の資料をご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html